

## 学校現場における保健体育教員の体罰に関する態度の研究

藤田 主一\*・市川優一郎\*\*・福場久美子\*\*\*

### A Study of Health and Physical Education Teacher's Attitudes toward Corporal Punishment in Schools

Shuichi FUJITA\*, Yuichiro ICHIKAWA\*\*, and Kumiko FUKUBA\*\*\*

The present study examined the health and physical education teachers' perspectives on the actual condition of and attitudes toward corporal punishment in schools. The results showed that 29.3% of the teachers had administered corporal punishment. The  $\chi^2$  test showed a correlation between being experienced in administering corporal punishment and having an admmissive attitude toward the same. From the above findings, it is clear that as the ratio of health and physical education teachers who had administered corporal punishment continues to be high, it is necessary to impart thorough and complete instruction to prevent the formation of an admmissive attitude toward corporal punishment in teachers as well as in students who aspire to become teachers.

**key words:** corporal punishment, experience of administering corporal punishment, admmissive attitude to corporal punishment, health and physical education teachers

#### 問 題

昨今、学校生活やスポーツ活動において、教員や指導者等が行う体罰が大きな社会問題として取り上げられている。体罰の禁止は、学校教育法第11条において「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と明確に示されている。また、文部科学省(2013)は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(Table 1)のなかで、懲戒のうち客観的に考

慮して身体的性質のものを体罰としている。しかし、学校現場における体罰事件は後を絶たずマスコミ等で大きく報道されている。

近年大きく報道された体罰事件として、以下の事例が挙げられる。2012年12月、大阪府A高等学校でバスケットボール部キャプテンの男子生徒が自ら命を絶った。元教員は傷害と暴行の罪に問われ、大阪地方裁判所は懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を下した。2013年1月には女子柔道の全日本代表選手ら15人が、当時の監督の暴力行為やハラスメントを告発し、これを受けて全日本柔道連盟は当時の監督とコーチを戒告処分にした。2013年9月に

\* 日本体育大学体育学部  
Nippon Sport Science University Faculty of Sport Science, 7-1-1 Fukasawa, Setagaya-ku, Tokyo 158-8508, Japan  
e-mail: sfujita@nittai.ac.jp

\*\* 日本大学文理学部  
College of Humanities and Sciences, Nihon University, 3-25-40 Sakurajosui, Setagaya-ku, Tokyo 156-8550, Japan  
e-mail: ichikawa@chs.nihon-u.ac.jp

\*\*\* 日本体育大学体育学部  
Faculty of Sport Science, Nippon Sport Science University, 7-1-1 Fukasawa, Setagaya-ku, Tokyo 158-8508, Japan  
e-mail: fukuba@nittai.ac.jp

**Table 1** 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」における「懲戒と体罰の区別について」（文部科学省）

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

**Table 2** 担当教科と体罰「教育効果」の評価（秋池，1992）

		国英数社理	体育	芸・家・職	全科
体罰によって子どもは自己規律を	学ぶ	5.5	4.7	9.0	6.9
	どちらかと言うと学ぶ	34.1	60.5	37.2	29.2
	どちらかと言うと学ばない	24.5	20.9	24.4	20.0
	学ばない	35.9	14.0	29.5	43.8
体罰は子どもとの信頼関係を	作る	1.1	7.0	1.3	3.1
	どちらかと言うと作る	17.5	27.9	18.8	10.9
	どちらかと言うと壊す	39.3	51.2	42.5	39.5
	壊す	42.1	14.0	37.5	46.5

は、静岡県B高等学校のバレーボール部顧問の教員が部員に何度も平手打ちを浴びせる動画がネット上に配信され、体罰を行った教員は論旨退職処分となった。さらに2014年7月、茨城県C中学校でバレーボール部顧問を務めていた教員が女子部員に対し、頭や頬を平手でたたき、教員は顧問から外された。2015年3月、愛知県D小学校で教員が6年生の男子児童に暴行を加え背中骨を折る怪我を負わせたため、懲戒処分となった。

文部科学省(2010, 2011, 2015)の「体罰に係る懲戒処分等の状況」調査によると、免職、停職、減給、戒告、訓告等を受けた教育職員は、平成21年度393名、平成22年度357名、平成23年度404名、平成24年度2,253名、平成25年度3,953名となり、平成24年度以降大幅に増加している。平成25年度の調査によると、体罰発生場面が「部活動」におけるものが国公立の中学校では38.2%、高等学校では42.7%であった。藤田・宇部・福場・鈴木・本間・小川・深見・藤本・齋藤・谷釜(2014)による体育専攻学生の体罰・暴力の実態調査では、「高校生活において体罰を経験したことがある」という回答は全体の約1割を占め、見聞きした回答を含めると約3割にも及ぶことが明らかになった。さらに、そのうちの約7割がクラブ活動の時間であり、特に内

部の指導者からであった」ことを報告している。このことから、体罰の発生は部活動時に多いことが考えられる。

秋池(1992)による教科別「体罰行使経験」の集計結果によれば、「体育科教師の67.4%、全科(小学校教師)の49.2%が、体罰行使経験が『ある』と回答している。ちなみに、部活別『体罰行使経験』の結果でみると、体育系担当教師の53.8%、文科系担当教師の33.5%が、それぞれ体罰行使経験が『ある』と回答している」ことを報告しており、「体育科教師(体育系担当教師)の体罰行使率が異常に高い」ことを述べている。このことから、保健体育教員は他の教科の教員に比べ、体罰を行っていた教員が多かったことが考えられる。さらに秋池(1992)は、「体育科教師の65.2%が、生徒は教師の体罰によって『自己規律』を『学ぶ』『どちらかと言うと学ぶ』と回答しており、これは全体平均よりも20%余り高い数値である。また、体育科教師の34.9%が、体罰が生徒との『信頼関係』を作ると回答している(Table 2)」。このことから、保健体育教員は体罰に対して教育効果があると認識していたことが推測される。楠本・立谷・三村・岩本(1998)は、部活動で多くの体罰が存在する理由として、「自己と生徒との間に人間的な信頼関係ができあ

がっていると思いきこんでいる指導者がおり、指導者自身何をして許される、つまり、体罰が体罰として認識されていない現状もあるのではないかと示唆している。兄井・永里・竹内・長嶺・須崎 (2014) は、教育学部に所属し将来教員を目指す学生を対象に、体罰について意識調査を行った。その結果、「対象学生の 2 割程度の学生が中学校及び高等学校で体罰の経験があり、部活動や生徒指導の場面で経験していた。また、体罰を受けた時の気持ちとして、『自分が悪いので仕方ないと思った』という回答が最も多かった。さらに、対象学生の 2 割程度は、将来場合によっては体罰を行うと回答しており、この傾向は、体罰の経験がある学生の方が強い」ことを報告している。

以上の先行研究から、体罰は部活動時に多く発生し、部活動の指導者の中には体罰に教育効果があり、体罰を体罰として認識していない指導者もいたことが予測される。加えて体罰を受けた経験がある学生は体罰を容認する傾向が強いため、教員による体罰を根絶しない限り、体罰を繰り返す悪循環を断ち切ることが困難であると推測される。

これまでの体罰に関する研究の多くは、学生における体罰の認識、被体罰経験を集計し、体罰の実態や体罰への意識、体罰経験による影響を検討するものが中心であった (阿江, 2000; 富江, 2009; 佐久間, 2014; 小坪・入江・中村・中田・和泉・安藤, 2014)。しかし、教員側の体罰の実態や体罰に対する意識構造を調査する実証的研究は乏しいのが現状である。

以上の点を踏まえ、本研究では学校現場において保健体育を担当する教員を対象に、体罰遂行経験を

含む実態と、体罰に対する態度を調査することを目的とする。また、体罰が必要あるいは許されると考える容認的な態度と、実際に体罰を行ったという体罰遂行経験との関連性を検討する。

## 方 法

### 調査対象者

2014 年 8 月ならびに 2015 年 8 月、都内の私立 E 大学における教員免許状更新講習会に参加した小学校・中学校・高等学校の教員 376 名のうち、保健体育の免許状を保有する者 338 名 (男性 217 名, 女性 121 名) を分析に用いた。平均年齢は全体  $42.2 \pm 8.58$  歳, 男性  $41.7 \pm 8.69$  歳, 女性  $42.9 \pm 8.36$  歳であった。調査対象者が所属する学校は、多くが公立ないし私立の中・高等学校であり (Figure 1), 全体の 83.4% が、部活動の指導をしていると回答した (Table 3)。

### 調査方法

本調査は、教員免許状更新講習後に集団式で実施した。調査対象者は、本調査の目的や回答方法、個人情報保護等についての説明を受け、調査の協力に同意した者にのみ回答を依頼した。なお、本調査ならびに本研究の実施に対しては日本体育大学倫理審査委員会の審査を経ている (承認番号: 第 015-H21 号)。

### 使用した調査項目

大学生を対象に体罰の実態調査を行った藤田他 (2014), 藤田・宇部・福場・市川・鈴木・本間・小川・深見・藤本・谷釜 (2015) の項目を参考に、新たに教員を対象とした調査項目を作成した。項目は以下の構成であり、すべて複数回答を可とした。

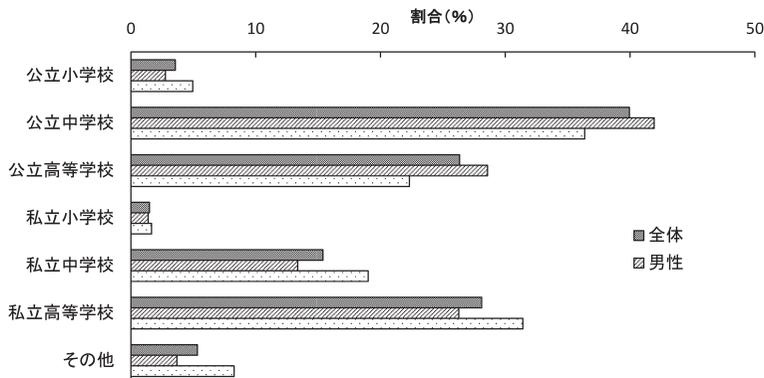


Figure 1 調査対象者の所属する学校の種類 (複数回答可, 全体 338 名, 男性 217 名, 女性 121 名)

**Table 3** 調査対象者の男女別平均年齢と部活動指導の有無

	N	平均年齢 (SD)	クラブ活動指導の有無 (%)		
			指導あり	指導なし	不明
男性	217	41.7 (8.69)	89.4	8.8	1.8
女性	121	42.9 (8.36)	72.7	24.8	2.5
全体	338	42.2 (8.58)	83.4	14.5	2.1

### 1. 調査対象者の属性に関する項目

調査対象者の年齢、性別、教員免許状の種類(教科)、学校の種類、クラブ活動の指導の有無について回答を求めた。

### 2. 体罰に関する項目

質問1「あなたは、学校現場において体罰・暴力・ハラスメントなどの行為をおこなった、もしくは見聞きしたことがありますか？」に対し、「①おこなったことがある」、「②見たことがある」、「③噂に聞いたことがある」、「④おこなったことも、見たことも、噂に聞いたこともない」に回答を求めた。上記の①～③に回答した者は、以下の質問2に回答した。

質問2は、以下の8つの質問と回答項目で構成されている。

質問「(1)それは、どのような行為でしたか？」に対し、「①殴る、蹴る、物などで叩く」、「②人格を否定するような言葉を使う」、「③教師あるいは指導者の立場を利用して威圧したり脅したりする」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(2)それは、いつのことでしたか？」に対し、「①授業中(科目名を自由記述)」、「②休み時間」、「③クラブ活動(種目を自由記述)」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(3)それは、誰がおこなっていましたか？」に対し、「①自分自身」、「②担任の教師」、「③教科の教師(科目名を自由記述)」、「④クラブ活動の内部の指導者」、「⑤クラブ活動の外部の指導者」、「⑥在校生(クラブ活動の先輩など)」、「⑦その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(4)その行為の頻度はどのくらいでしたか？」に対し、「①1回のみ」、「②複数回(回数を記述)」、「③日常的に」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(5)その行為はどの程度のものでしたか？」に対し、「①肉体的な苦痛を伴ったが、治療するまでのものではなかった」、「②肉体的な苦痛を伴い、

治療を必要とするものだった」、「③精神的な苦痛を伴うものだった」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(6)どうして、そのような行為にうつったと考えられますか？」に対し、「①授業中の態度が悪かったから」、「②休み時間中の態度が悪かったから」、「③クラブ活動中の態度が悪かったから」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(7)その行為の後、どのように対処されましたか？」に対し、「①他の教師や指導者に相談して解決を図った」、「②誰にも相談せず、一人で解決した」、「③特に何もしなかった」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。質問「(8)その行為について、今後どのような対応を考えていますか？」に対し、「①原因になったことを明らかにしたい」、「②他の教師や指導者に相談したい」、「③特に考えていない」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。

質問3以降は、すべての調査対象者に回答を求めた。質問3は、「あなたは、学校現場における体罰や暴力などの行為で感じることは何ですか？」に対する自由記述であった。

質問4は、「あなたは、学校現場における体罰や暴力などの行為を撲滅するためには、何が必要だとお考えですか？」に対する自由記述であった。

質問5「あなたは、学校現場における教師の体罰や暴力をどのように思いますか？」に対して、「①どんな場合でも絶対にあってはいけないことである」、「②時と場合によっては許されるべきである」、「③指導の一環として必要である」、「④その他(自由記述)」に回答を求めた。

## 結 果

### 各質問に対する回答比率

質問1、質問2、質問5に対して、全体における回答比率を算出した(Figure 2)。各質問は複数回答可であった。自身の体罰遂行経験ならびに体罰目撃伝聞経験を問う質問1では、「①おこなったことがある」29.3%、「②見たことがある」38.8%、「③噂に聞いたことがある」28.4%、「④おこなったことも、見たことも、噂に聞いたこともない」23.1%であった。体罰目撃経験は約4割で最も高く、体罰遂行経験ならびに体罰伝聞経験も約3割と高い割合を示したことから、学校現場における体罰が依然として高い割合で行われていることが示された。

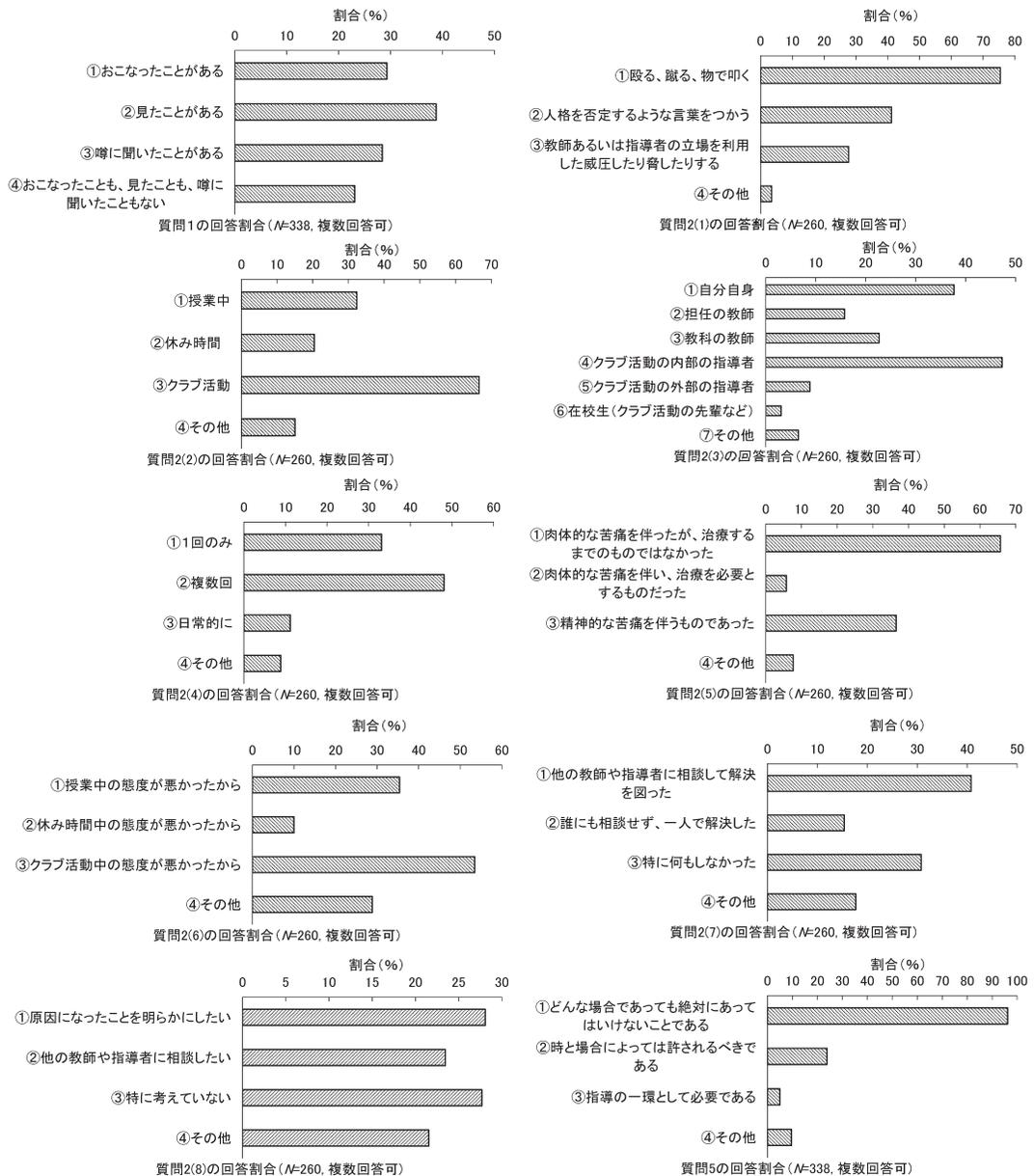


Figure 2 各質問項目への回答割合

体罰の内容に関する質問2は、質問1の①～③に回答した者のみに回答を求めた。回答者は260名であった。男性は174名(平均年齢42.2±8.93歳)、女性は86名(平均年齢43.8±8.28歳)であった。

質問2「(1)それは、どのような行為でしたか?」では、「①殴る、蹴る、物などで叩く」75.4%、「②人格を否定するような言葉を使う」41.2%、「③教師あるいは指導者の立場を利用して威圧したり脅し

たりする」27.7%、「④その他」が3.5%であった。身体的暴力の割合は、精神的暴力に比べて高いことが示された。

質問2「(2)それは、いつのことでしたか?」では、「①授業中」32.3%、「②休み時間」20.4%、「③クラブ活動」66.5%、「④その他」15.0%であった。このことから、体罰の多くはクラブ活動中に行われていることが示された。

質問2「(3)それは、誰がおこなっていましたか？」では、「①自分自身」37.7%、「②担任の教師」15.8%、「③教科の教師」22.7%、「④クラブ活動の内部の指導者」47.3%、「⑤クラブ活動の外部の指導者」8.8%、「⑥在校生(クラブ活動の先輩など)」3.1%、「⑦その他」6.5%であり、クラブ活動の内部の指導者の割合が最も高いことが示された。

質問2「(4)その行為の頻度はどのくらいでしたか？」では、「①1回のみ」33.1%、「②複数回」48.1%、「③日常的に」11.2%、「④その他」7.7%であった。複数回の割合が約5割であり、体罰の多くは複数回数行われていることが示された。

質問2「(5)その行為はどの程度のものでしたか？」では、「①肉体的な苦痛を伴ったが、治療するまでのものではなかった」65.8%、「②肉体的な苦痛を伴い、治療を必要とするものだった」5.8%、「③精神的な苦痛を伴うものだった」36.5%、「④その他」7.7%であった。この結果から、体罰の多くは治療が必要ではないが肉体的な苦痛を伴うものであることが示された。

質問2「(6)どうして、そのような行為にうつったと考えられますか？」では、「①授業中の態度が悪かったから」35.4%、「②休み時間中の態度が悪かったから」10.0%、「③クラブ活動中の態度が悪かったから」53.5%、「④その他」28.8%であった。クラブ活動中の態度に起因する割合が多かった。

質問2「(7)その行為の後、どのように対処されましたか？」では、「①他の教師や指導者に相談して解決を図った」40.8%、「②誰にも相談せず、一人で解決した」15.4%、「③特に何もしなかった」30.8%、「④その他」17.7%であった。他者に相談して対処する割合が最も高いが、特に何もしない割合も3割を超えていた。

質問2「(8)その行為について、今後どのような対応を考えていますか？」では、「①原因になったことを明らかにしたい」28.1%、「②他の教師や指導者に相談したい」23.5%、「③特に考えていない」27.7%、「④その他」21.5%であり、すべての回答率は20%台を示し、結果に大きな特徴は見られなかった。

体罰に対する態度を問う質問5では、「①どんな場合でも絶対にあってはいけないことである」96.2%、「②時と場合によっては許されるべきである」23.8%、「③指導の一環として必要である」5.0%、「④その他」9.6%であった。絶対に体罰を行なってはいけないと考える体罰への否認的態度を持つ割合は調査対象者の多くを占めたが、4人に1人程度の教員には「許される」、「必要である」とする容認的態度も存在していた。

性別と質問1、質問5の回答について、欠損値を除きカテゴリカルデータに変換した。質問1に対して「①おこなったことがある」に回答した場合は「体罰遂行経験あり」とし、それ以外の回答を「体罰遂行経験なし」として度数を算出した。さらに質問5に対して「④その他」へ回答した者のデータを除外し、「②時と場合によっては許されるべきである」、「③指導の一環として必要である」に回答した場合は「体罰容認態度あり」、それ以外を「体罰容認態度なし」として度数を算出した。

#### 性別、体罰遂行経験、体罰容認態度の関係

性別と質問1、質問5の回答について、欠損値を除きカテゴリカルデータに変換した。質問1に対して「①おこなったことがある」に回答した場合は「体罰遂行経験あり」とし、それ以外の回答を「体罰遂行経験なし」として度数を算出した。さらに質問5に対して「④その他」へ回答した者のデータを除外し、「②時と場合によっては許されるべきである」、「③指導の一環として必要である」に回答した場合は「体罰容認態度あり」、それ以外を「体罰容認態度なし」として度数を算出した。

Table 4 体罰容認態度と体罰遂行経験のクロス表

体罰容認態度	体罰遂行経験		合計	
	あり	なし		
あり	度数	28	37	65
	調整済み残差	3.1	-3.1	
なし	度数	59	189	248
	調整済み残差	-3.1	3.1	
合計	度数	87	226	313

Table 5 性別と体罰遂行経験のクロス表

性別	体罰遂行経験		合計	
	あり	なし		
男	度数	74	126	200
	調整済み残差	4.8	-4.8	
女	度数	13	100	113
	調整済み残差	-4.8	4.8	
合計	度数	87	226	313

Table 6 体罰容認態度と性別のクロス表

体罰容認態度	性別		合計	
	男	女		
あり	度数	40	25	65
	調整済み残差	0.4	-0.4	
なし	度数	160	88	248
	調整済み残差	-0.4	0.4	
合計	度数	200	113	313

認態度なし」として度数を算出した。以上のデータを用い、各変数間の関係を検討するために $\chi^2$ 検定を行った。すべての分析はIBM SPSS Statistics 21を用いた。

体罰遂行経験の有無と体罰容認態度有無との関連について $\chi^2$ 検定を行ったところ、有意となった( $\chi^2=9.55, df=1, p<.01$ )。この結果と調整済み残差より、体罰容認態度を持つ者は、そうではない者と比べ、より体罰遂行経験があることが統計上明らかであった。また、性別と体罰遂行経験の有無も有意であった( $\chi^2=23.39, df=1, p<.001$ )。この結果と調整済み残差より、男性の方が女性よりも体罰遂行経験が多い可能性が示唆された。しかし、性別と体罰容認態度の有無については、有意ではなかった( $\chi^2=0.20, df=1, n.s.$ )。以上の分析のクロス集計表を Tables 4-6 に示した。

## 考 察

### 教員の立場からみた体罰の実態

本研究では、これまでの体罰研究で扱うことが少なかった教員の体罰に対する態度や体罰を遂行した頻度、状況、およびその後の対処法等を把握する目的で調査を行った。体罰の実態について、教員の立場ではどのように認識されているのかを検討するため、藤田他(2015)が行った大学生を対象とした実態調査のデータと比較して検討する。

本研究の結果、体罰をおこなったことがある保健体育教員の割合は29.3%であった。大学生を対象とした藤田他(2015)の調査では、体罰を受けたことがあるとする割合が約8~10%であり、そのデータに比べると教員による体罰遂行経験の割合が高く、教員の多くは体罰をおこなった経験を自覚しているということが示された。近年、体罰事件の報道の過熱による体罰根絶の世論が高まっているなか、社会的望ましさの影響により、教員が自らの体罰遂行経験を報告する割合は低下すると考えられる。しかし、その影響を考慮しても、保健体育教員の約3割が体罰を遂行した経験を報告していることは、教育現場において頻繁に体罰が行われていることを推測させるものである。

一方、体罰への対処と対応についての項目では、「他の教師や指導者に相談して解決を図った」の割合が40.8%、「原因になったことを明らかにしたい」

の割合が28.1%と高いことが示された。藤田他(2015)による先行研究では、大学生は体罰に対する対処と対応について、「何もしない」とする割合が最も高いことが示されている。これらのデータを比較すると、大学生が体罰問題に対して受動的あるいは消極的に捉えているのに対し、教員は何らかの対処をおこなおうとする能動的・積極的姿勢があると考えられる。

以上のように、体罰経験の割合、そして体罰問題への対処が大学生と教員におけるデータの主な相違点であり、その他の項目は藤田他(2015)の大学生データと一致する回答割合の傾向にあった。すなわち体罰は、クラブ活動中に内部の指導者によって、複数回にわたり肉体的な苦痛を伴う行為としておこなわれる割合が最も高く、その理由としては「クラブ活動中の態度が悪かった」ことが最も多いという結果であった。

本研究は保健体育教員を対象にしているが、その結果においても教員による体罰遂行経験が高い割合を示すように、学校現場では依然として多くの体罰がおこなわれているのが現状である。しかし、本研究の結果は、教員が体罰自体を教育指導上では不適切であると認識し、他の教師や指導者に相談したり、原因を追求する等の対処をおこなおうとする動機づけが存在していることを示している。このことから、学校現場における体罰件数の増加の一因として、体罰に対する対処方法が教員に浸透していないことも考えられる。したがって、学校現場の教員あるいは教員を目指す大学生に対する体罰排除教育をおこなうにあたり、目撃や伝聞も含めた体罰発生時の具体的な対処方法の教育を積極的に取り込んでいく必要があるだろう。

### 性別、体罰遂行経験、体罰容認態度の関係

本研究の結果、性別と体罰遂行経験との間に有意な関係が示された。それは、男性教員の方が女性教員よりも体罰をおこなうことが多いという結果であったが、遂行行動の種類や程度、および頻度については十分に明らかではなく、今後の課題である。

次に、体罰容認態度と体罰遂行経験との関係が示唆された。すなわち、体罰に対して「必要である」あるいは「許される」との態度を持つ教員は、実際に体罰を行う割合が高いと考えられる。また、「体罰遂行経験あり」と回答した教員による質問3なら

びに質問5の自由記述において、「自分の学生時代ではよくあったことなので、自分が悪かったときはしかたない」「状況にもよるが、必要などきもある」「生徒・親・現場ですべての信頼があれば、必要と思う」等の回答もあることから、体罰をおこなう教員は、体罰の必要性を強調し容認的態度を形成する傾向にあることが考えられる。本研究では「体罰の必要性の認知」という媒介変数は検討していないが、今後はその点を考慮し、体罰を遂行する心理学のメカニズムを検討していく必要があるだろう。

先行研究では自らの被体罰経験が、教員や指導者になった際の体罰遂行行動を増加させることが示されているが、その現象について、兄井他(2014)は認知的不協和理論(Festinger, 1957)で説明を試みている。すなわち、被体罰経験によって喚起されるネガティブな感情の認知と、体罰は社会通念上許されない行為であるという認知的要素は相容れないものであるため、認知的不協和状態となる。そこで、体罰を容認的に捉えることにより、その不協和を解消しようとするものである。これは、体罰遂行に対する説明仮説の1つとして新たな視点を与えるものと思われる。

### 体罰排除に向けて

体罰に対して否定的な考え方をする人が増えたのは、社会の流れが体罰を否定する風潮になったためだという指摘がある(清水, 2014)。そこには、体罰排除に向けてさまざまな取り組みが試みられたからにはほかならない。松岡(2013)の研究では、学校教育法第11条において体罰は正式に禁止されていること、懲戒の効果的使用の可能性について提案を受けた際に体罰の使用を賛成する大学生が減少したことを明らかにしている。このことから、体罰に関して具体的・客観的な側面から指導することにより体罰容認態度が変化し、体罰の発生自体が少なくなると考えられる。しかし、越中(2010)によると、大学生に体罰に対する意見交換をおこなわせても体罰への肯定的態度は容易に変容することはなかった。同様に、福島(2013)の調査では、体罰についての講義の受講前後で否認的態度を持つ者の割合は増えないという結果になった。研究方法の相違を除いても、この相反する結果は体罰問題への対応の難しさを物語るものであり、そこには体罰行為の受け止め方が影響していると考えられる。

一方で、現場の教員に対する体罰排除の指導を徹底することにより、体罰への容認的態度を持つ教員が否認的態度にシフトする可能性が期待される。また、将来的に教員を目指す学生においても、早期段階から指導を行うことが重要であろう。たとえば、先のE大学では、学長自らが率先して体罰根絶に向けた取り組みを実行している(谷釜, 2013)。それは、①教職員の体罰等暴力の行使者には厳しく対応する旨を通達する、②新入生の授業の中で反体罰等に関する講義をおこなう、③運動部を巡り反体罰・反暴力宣言の趣旨を説明する、④学生寮や合宿所の巡回指導を依頼する、⑤学生の声を聞くために「学長直行便」をネット上で開設する、などを含めた合計9項目があり、体罰排除教育の実践例として注目できるものである。

本研究は、保健体育教員に体罰行為の具体像を調査し、その実態と対応方法を明らかにすることを目的とした。その結果を契機として教員の体罰に対する意識・認識が変化し、体罰そのものが減少することを期待するものである。これまで、教育学、体育学、法律学からの体罰研究が大半を占めていたが、今後は心理学の立場からの研究が必要であろう。また、体罰者と被体罰者の双方のケアを含めた臨床的なアプローチも重要なテーマになるものと思われる。

### 引用文献

- 阿江美恵子 2000 運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から 体育学研究, 45(1), 89-103.
- 秋池宏美 1992 教師の体罰意識と学校関係 牧 桓名・今橋盛勝・林 量俣・寺崎弘昭(編)懲戒・体罰の法制と実態 学陽書房 pp. 109-125.
- 兄井 彰・永里 健・竹内奏太・長嶺 健・須崎康臣 2014 将来教員を志望する大学生の体罰に関する意識調査 福岡教育大学紀要, 63(5), 95-101.
- 越中康治 2010 体罰に関する大学生の信念に及ぼす意見交換の影響 宮城教育大学紀要, 45, 217-225.
- Festinger, L. 1957 *A Theory of Cognitive Dissonance*. CA: Stanford University Press.
- 藤田主一・宇部弘子・福場久美子・鈴木悠介・本間悠也・小川拓郎・深見将志・藤本太陽・齋藤雅英・谷釜了正 2014 体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態 日本体育大学紀要, 44(1), 21-32.
- 藤田主一・宇部弘子・福場久美子・市川優一郎・鈴木悠介・本間悠也・小川拓郎・深見将志・藤本太

- 陽・谷釜了正 2015 日本体育大学における体罰排除教育の効果 日本体育大学紀要, 45(1), 75-92.
- 福島健介 2013 小学校教員を志望する学生の体罰およびいじめに関わる意識調査とその考察—「生徒指導・進路指導論」の授業における意識変容の検討を含めて— 帝京大学教育学部紀要, 1, 23-31.
- 小坪昭仁・入江史郎・中村一成・中田征克・和泉憲昌・安藤大輔 2014 大学生アスリートの体罰に対する認識構造—体罰に対する認識尺度作成の試み— 神奈川県体育学会機関誌 体育研究, 47, 1-7.
- 楠本恭久・立谷泰久・三村 覚・岩本陽子 1998 体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究—被体罰経験の調査から— 日本体育大学紀要, 28(1), 7-15.
- 松岡 律 2013 教職課程学生の体験にみる体罰容認論の再生産プロセス—ディベートとインタビューの分析— 人権 21 調査と研究, 226, 31-37.
- 文部科学省 2010 表 4 体罰に係る懲戒処分等の状況一覧 (平成 21 年度)  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/1300500\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/1300500_4.pdf))
- 文部科学省 2011 資料 4 体罰に係る懲戒処分等の状況一覧 (平成 22 年度)  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/11/22/1314343\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/11/22/1314343_04.pdf))
- 文部科学省 2013 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知) 2 懲戒と体罰の区別について  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm))
- 文部科学省 2015 体罰に係る懲戒処分等の状況一覧 (教育職員) (平成 25 年度)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/1354719.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1354719.htm))
- 佐久間正夫 2014 琉球大学の教職課程で学ぶ学生の「体罰」に関する意識について (2) 琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要, 21, 135-148.
- 清水貴幸 2014 教員を目指す大学生の体罰に対する意識調査—体罰の根絶に向けて— 京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報, 3, 56-65.
- 谷釜了正 2013 体罰を考える 日本応用心理学会第 80 回記念大会発表論文集, 7-9.
- 富江英俊 2009 体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査— 日本女子体育大学紀要 39, 69-77.

(受稿: 2015.6.22; 受理: 2016.3.16)